

．経営・運営形態の変化

制度的には、公営直営から完全民営まで様々な形式がありうるものの、水道事業の経営の実情は公営寡占の現状にある。

水道事業の官官連携、官民連携は様々な形態が考え得る。また、そのための制度も、改正水道法に加え、地方自治法改正案、地方独立行政法人法案が国会に提出され、外部委託、公営民間運転、公設民営、完全民営などの選択肢が増えつつある。

1．日本の水道の現状

日本の水道事業は約1万1千事業者を数え、うち約9千事業者は、給水人口5千人以下の簡易水道である。このうち、非公営水道事業者は、給水人口5001人以上の上水道事業で約2千事業者中88事業者、簡易水道事業者約9千事業者中約1400事業者で、公営が多い現状にある。

2．水道事業の経営主体

水道事業者は、水道料金を需要者から収受し、需要者に対し給水義務を負うものとされ、水道法上、地方公共団体から民間企業まで水道事業者となりうる。

一方、水道法において市町村経営原則を掲げ、都道府県も含め市町村以外の者が水道事業を実施する場合、当該区域の市町村の同意を必要とする。

3．水道法に基づく第三者委託制度

水道事業者に課される責務のうち、技術的管理業務については、第三者に委託することが可能とされている。これにより、事業主体以外の者でも水道施設の技術運営を担うことが可能である。公営民運転型の事業運営の制度といえる。

4．地方自治法に基づく公の施設の管理代行制度

水道施設は、地方自治法上、公の施設に該当しうる施設として位置付けられている。この公の施設の管理委託については、地方自治法により受託者の要件が課されており、現行、第三セクターまでに限定されている。現行制度においては、公の施設の位置づけのままで管理委託については上記の通り制限があることから、公の施設の位置づけを解除し、さらに、財産区分を見直し、普通財産に変更することで公設民営方式が可能としてきた。公営ガス事業の民営化の経営形態として提案されたフランチャイズ方式がこれに該当する。

今国会に提出された地方自治法改正法では、議会関与の下、公の施設の管理代行者との位置づけにより、施設管理を民間企業が代行できる内容となっている。これが成立すれば、水道事業において公設民営方式も可能になる。

5．地方独立行政法人法案

地方公営企業に法人格を与えることを含めた内容の標記法案が今国会に提出されている。公務員型、非公営型両者の独立行政法人が、設立団体が定める3～5年の中期目標に基づき、法人が中期計画を策定し、設立団体の長の認可を受け運営されるものである。

6．水道事業の経営・運営形態

水道事業の経営・運営形態については、施設所有・管理権限、施設管理、運転管理を誰が担い、誰が経営主体となるかによって、水道法等の関連制度の適否が決まることになる。担い手としては、都道府県、市町村、地方独立行政法人、民間企業などがある。

このような中で、代表的に考え得る事業形態とその場合の業務形態、法律手続き等をまとめると以下のように整理できる。

	業務形態			法律手続き						備考
	施設所有	施設管理	運転管理	経営主体	料金設定	市町村同意	公の施設委託等	財産区分変更	第三者委託	
完全市町村営	市	市	市	市	届					市町村経営原則
市所有・県運転	市	市	市	市	届				○	
市所有・県営	市	市	市	市	届	○	○			
完全都道府県営	市	市	市	市	届	○				
市所有・独法運転	市	市	独	市	届				○	大阪府用水供給事業で検討
市所有・独法営	市	独	独	独	認	○	○			
完全独法営	独	独	独	独	認	○				
公所有・民運転	公	公	民	公	届				○	第三者委託 公の施設の管理代行(利用料金制) 公営ガス事業の民営化モデル
公所有・民営	公	公	民	民	認	○	○			
ワンチャイ方式	公	公	民	民	認	○		○		
完全民営	民	民	民	民	認					私営上水道10を含む約1500事業